

品川区喉頭がん検診実施要綱

制定	平成20年7月 1日	要綱第 77号
改正	平成21年3月10日	要綱第 56号
改正	平成27年3月 3日	要綱第105号
改正	令和 4年4月 1日	要綱第 72号

(目的)

第1条 品川区喉頭がん検診（以下「検診」という。）は、がん対策の一環として、喉頭がんの早期発見・早期治療を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診の種類)

第2条 検診の種類は、「一次検診」のみとする。

(対象者)

第3条 検診の対象者は、区内在住の40歳以上の者で、勤務先等で検診の受診機会がなく、下記のいずれかに該当する者とする。

- ① 喫煙者で希望者(過去の喫煙も含む)
- ② 自覚症状がある方

(事業の実施)

第4条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第5条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから実施機関を指定するものとする。

(実施期間)

第6条 検診は、年間を通じて実施し、実施機関の診療時間内とする。

(受診回数)

第7条 受診回数は、1人につき年1回とする。

(費用)

第8条 検診に要する費用は、実施機関が受診者から本人負担分を徴収し、残りを全額区の負担とする。ただし、生活保護受給者が区に申し出て受診した場合は、全額区の負担とする。

(受診方法)

第9条 受診希望者は、住所、氏名および年齢の確認できるものを実施機関に提示して受診するものとする。

(診査の内容)

第10条 診査の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

- ア 問診
- イ 喉頭ファイバースコープ検査

(2) 判定

ア 精密検査不要

イ 所見あり（経過観察、要精密検査）

（検診後の措置）

第11条 実施機関は、検診の結果を受診者に通知し必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。

2 地区医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

（委任）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。